

○財務省告示第五百九十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平
 成十五年九月二十二日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年九月十九日 財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百五十三回）	平成十五年の特別に關する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）	成十三年度に關する法律第七十五号以下	国債の募集の取扱及び引受けを目的として組織される団体と	額面金額で一兆九千億円 うち、平成十五年度における公債の発行の特例に關する法律第二条第一項の規定に基づき、發行する利付国債に關する利付額は、千七百五十億千二百三十一万七千五百六十圓、發行する利付額は、千四百八十九億千四百八十九圓

六 払込金額
七 最低額面金
八 振替単位
九 発行価格
十 募集の日
十一 利率
十二 経過利率の払込み

億三千七百七十万円
一兆九千三百五十億五千五百
七万六千円
五万円
振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
する。平成十五年九月二十二日
平成年九月二十二日
額面金額百円につき百円七十一
銭
一・六パーセント
（一）国債募集引受団は、払込金
額に加えて、次の算式により算
出した金額を第十九号の規定
する。期日に払い込むものとす
る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{2}{365}$$

（二）発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
も、のとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記（一）の算式に
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
（ただし、当該国債を発行時
に、または外国法人である場合
者又は外国法人である場合、
は、前記（一）の算式により算
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額）を控除
することができる。

十三 初期利子

十四 第二期利子以後

十五 償還期限

十六 償還金額

十七 元利支所

十八 募集期間

平成十六年三月二十日及び九月二十日
 平成十五年九月十日及び九月二十日
 平成十五年九月四日から平成十
 五年九月十六日まで
 平成十五年九月二十二日

日本銀行
 額面金額百円につき百円

平成二十年九月二十日
 利子を支払う。六月間に属する
 て、その日以前。六月間に属する
 を、支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前。六月間に属する
 毎年三月二十日及び九月二十日
 毎年の支払期とし、各支払期におい

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

す。次号及び第十五号において同じ。
 その翌営業日に支払うときは、
 が銀行休業日に当たるときは、
 金額を支払う。ただし、
 とし、次の算式により算出た
 平成十六年三月二十日を
 平成十六年三月二十日を